

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町景観条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定に基づき案を公表し、意見を求める。

令和4年2月9日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 改正する条例名 ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）
- 2 改正の分類 一部改正
- 3 改正の条例 別紙（案）のとおり

4 改正の理由

開発事業の内容については、住民説明会の開催（条例第30条）及び資料の公開（第30条の2）により関係住民及びその他の住民に広く公開されるが、それよりも早い計画構想の時点で情報を公開し、できるだけ早い段階から開発事業者及び関係住民が対話する機会を持つことで相互の理解を深め、協議をより円滑に行うことができるよう、条例の一部改正を行う。

5 公表の期間等

- ① 縦覧の期間等
と き 令和4年2月10日（木）から令和4年2月24日（木）まで
ところ ニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページ
- ② 意見の受付期間
と き 令和4年2月10日（木）から令和4年2月24日（木）
ところ ニセコ町役場都市建設課
- ③ 意見の提出方法
持参又は郵送 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見55番地
ニセコ町役場都市建設課（※郵送の場合、当日消印有効）
FAX 0136-44-3500
電子メール toshikei@town.niseko.lg.jp

6 提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和4年3月1日を目途にニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町都市建設課都市計画係

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地

担当：係長 金澤礼至 担当不在時：主任 島田桃子

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500

Eメール：toshikei@town.niseko.lg.jp

開庁時間：8時30分～17時15分